

3-5 自由意見の概要

自治会長へのアンケートでは、空き家のことについて思うことなど、自由意見を記入してもらいました。以下は、その概要です。

(1) 空き家の現状

- ・所有者が十分に管理しているため、特に問題にはなっていない
- ・現状問題となっていないが、高齢化がさらに進み、将来的に増加のおそれがある
- ・現在は問題ないが、世代が変わった時に空き家になってしまわないか不安がある
- ・屋根が傷んでいる家があり、台風や地震で他の家への被害が生じる恐れがある
- ・準世帯（自治会構成員でない）や隣家でも自治会が異なる場合の空き家の対応に苦慮している
- ・空き家は順次発生しているが、新しい方が入居されたり、家を解体して売却されたりするので、今のところ問題はない
- ・近々空き家になる可能性があり、連動して不耕作農地も増えるところがある
- ・すでに改修して活用されているところがある
- ・行政に要望を出したが、相続関係が複雑でなかなか進まない
- ・傷みがひどく、木や草が生い茂っていて近隣の人から苦情が来ている
- ・台風の際に小屋が全部飛んで川に落ちたり、一部が損壊など危険が多くある
- ・古民家が多数あり、その価値は非常に認められているが、空き家の持ち主が維持管理に消極的であり自治会全体の活力の低下になっている
- ・空き家の周辺の草刈りに帰っている所有者もいるが、半数余りは手付かずの状態である
- ・空き家になっていた家屋を取り壊し撤去していただき大変うれしく思うが、空き家は年々増加している。また、管理者と全く連絡が取れない状態の空き家もあり、心配している
- ・ポストに入っている郵便物の量で空き家を管理しているかどうかわかる。見栄えもよろしくない
- ・今後自治会で発生しうるであろう空き家問題に対して、規制緩和（固定資産税の減免、民法の改正等）や支援（補助金等）を行ってほしい。
- ・（法律や条例ができて、）関係者及び親戚等が責任をもって空き家を管理しようとする意識が芽生え始めている
- ・集落内の道が狭く、重機が入れず解体が困難
- ・町内に存在する空き家については、全て管理されている状態にあり、問題はない。昨年の台風の強風時に、飛ばされた塀もすぐに直しに来られた

(2) 自治会の対応

- ・犯罪の温床や災害時危険になる空き家については、自治会でも危機感をもって問題解決に取り組みたい
- ・自治会から毎年写真を同封し所有者に対処を願う旨の手紙を発送している
- ・維持管理上の問題で、所有者と自治会が密に連絡を取れるようにしていかなければならない
- ・都会に出ている家主と将来のことを聞き取れる方法を模索しないといけない

- ・ 管理者不在の空き家があり対応に苦慮している
- ・ 移住者が空き家を活用してくれるのであれば受け入れたい
- ・ 空家の管理について自治会在住の近親者にお願いはできるものの、自治会外の近親者等への依頼、連絡は能力的に困難
- ・ 他町から移住希望の意向はあったが、町内の臨時総会で、他町からの転入に対する賛同が少ない現状に問題がある
- ・ 町内に縁のない者が不動産を取得することを嫌っている風潮が強く残っている
- ・ 親族に空き家の管理をお願いしても対応してくれなくて困っている
- ・ 高齢化が進み、自治会の奉仕作業だけでも負担が大きく、さらに地域行事への参加がある。これが原因で町を出た若い世代が何件かある。地域の交流も大事だが身の丈に合った規模に見直して、若年世代が住みやすい自治会作りが優先ではないかと思う
- ・ ご子息や親せきが遠方におられ、自治会に管理を依頼されるケースが増えている。しかしながら、自治会の管理と言っても外観を確認する程度しかできていない
- ・ 行政をお願いするだけでなく自治会でもいろいろな空き家に対応できる知識を深めていきたい
- ・ 環境悪化が和らぐように、草刈りは所有者の意見を確認して自治会で協力してもいいと思う
- ・ 空き家の空き巣侵入事件があった。防犯や環境美化への取組を含め管理者への働きかけも行いながら知識を深めていきたい。

(3) 行政に求めること

- ・ 個別の案件についてはすでにお願ひしており、引き続き対応してほしい
- ・ 持ち主が分かる場合は都度連絡を取って対応しているが、自治会が把握できない所有者等については行政の指導により自治会と連携してほしい
- ・ 家主に助成制度の周知を行ってほしい
- ・ 人口や世帯数に応じて市内の住宅戸数を設定すべき
- ・ 引き続き、空き家対策についての情報提供をお願いしたい
- ・ 市が積極的な移住定住対策を行い、空き家の解消につながる施策を講じてほしい
- ・ 市の指導により有効利用の促進、やむなくば早期解体の指導を強化してほしい
- ・ 所有者を把握しているのであれば、自治会に報告していただきたい
- ・ 結婚後親と同居できるよう家をリフォームした世帯に対して助成する等空き家にしないよう未然に防ぐ施策を打ち出してほしい。
- ・ 行政主体で補助を出して解体等整理してもらえないのではと思います
- ・ 今は問題ないが、将来的な課題についての情報提供をお願いしたい
- ・ 相談した案件の早期解消をお願いしたい
- ・ 行政は早くから危険な空き家をリストアップし所有者特定及び指導すべき
- ・ 行政で更地にする等の対策を考えていただきたい
- ・ 空き家減少のため、税金の問題、解体費用の補助金等の政策が必要になると思う
- ・ 空き家の情報をネットワーク化し、所有者から借り上げ、その空き家を希望する方に貸し出すシステムを行政として考えられないか
- ・ 出来るなら、空き家の所有者を継続して管理していく為に、自治会に空き家の所有者管理についての何らかの権限をあたえてほしい

- ・空き家問題の解決を目的とした自治会からの申請であれば、無料で情報提供してほしい

(4) 所有者に求めること

- ・危険な空き家は責任を持って解体してほしい
- ・空き家の状態を引き起こした所有者が解体等の責任を負うことが大原則
- ・もう少し空き家の状態を確認してほしい。
- ・個人の財産なので強制はできない。
- ・倒壊の危険性を把握し、空き家の解体・改修を早期に進めてほしい
- ・なぜ家を出てそのままにしておくのかももう少し考えてほしい
- ・定期的に除草等を行うべき、古くなった家屋は解体、改修を行うべき
- ・空き家・空き地の管理や利用方法について自治会、近隣等に相談してほしい
- ・空家解体後の土地の管理もしっかりしてほしい
- ・木や雑草が生い茂り自治会として管理もできない。所有者は土地の有効利用等を自治会に一任するという気持ちを持ってもらいたい。
- ・苦情が寄せられたものは即刻対応してほしい

(5) 利活用について

- ・中心地から離れている地域は、古民家風の店舗にもならないと思う。
- ・近年空き家の解体及び不動産売買が進み、空家を活用した賃貸が進みつつある
- ・空き家を活用していくことについて、本音は「活用することはあまり賛成しない」。もし、購入されておかしな人だったら困る。
- ・空き家といっても親族親戚が管理しており、特に親族(子供)は自分の実家、生まれたところという思いがあり、他の事に活用されることを望んでいない。
- ・自治会内の空き家の所有者を全て把握しているので、活用してほしい
- ・古民家を改修して喫茶として活用していただいて触れ合いの場となりありがたい

(6) その他

- ・空き家であっても町内に住宅があるので、規約に則って町費を納めてほしい
- ・草木の茂った空き地には蚊等が多く、近隣住民から苦情を聞く
- ・誰も知らない間に浮浪者等がその家に潜り込んでそこを住居としたり、人の溜まり場になってしまう可能性を心配している
- ・魅力ある地域づくりがなされれば空き家も(就業先、商業施設、自然、子育て支援等)減るのではと思う
- ・空き家の解体費用が高く、所有者もしくは親族の方でも手が出せない
- ・自ら空き家問題を解決しようとする自治会からの申請であれば法務局や行政の書類の発行手数料を免除または無料の情報提供を望む
- ・店舗併用住宅で空き店舗となっているものがある
- ・火災につながる漏電について指導が必要
- ・持ち主がはっきりしている場合はその人の考えを尊重すべきである。市と自治会で活用について協議するのは不適當であると思う
- ・台風の影響で空き家の屋根がめくれ、それが電線に引っかかって、付近一帯4時間ほど停電した

空き家に関するアンケートの調査 報告書

平成31年3月

長浜市都市建設部建築住宅課

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

電話 : 0749-65-6533 FAX : 0749-65-6760

e-mail : kenchiku@city.nagahama.lg.jp